

「補償すべき範囲」についての検討

平成28年12月

1. 議論の対象となる流通形態

本小委員会において整理された、今後の議論における主な論点のうち、論点2「補償すべき範囲」の議論が必要な流通形態は以下のとおり。

2. 補償すべき範囲

1. (私的録音録画に係るクリエイターへの対価還元についての現状)で把握された現状に基づき、クリエイターへの対価還元が適切に行われておらず対価還元のための制度的担保又は取組が求められる範囲があるか否か、あるのであればそれはどのような範囲であるのか、について検討が必要である。

【音楽コンテンツ】

- ①パッケージを購入した消費者が行う私的録音について、補償が必要か
- ②ダウンロード型音楽配信により購入した消費者が行う私的録音について、補償が必要か
- ③パッケージをレンタルした消費者が行う私的録音について、補償が必要か

【動画コンテンツ】

- ①消費者が行う無料放送番組の私的録画について、補償が必要か
- ②消費者が行う有料放送番組の私的録画について、補償が必要か

2. 音楽コンテンツ

(1) すべての流通形態に共通する論点例

① 補償についての基本的考え方

【主な意見】

- ◇ 権利制限によって権利者にどのような不利益が生じているかということが補償の要否を左右するのではなく、権利制限が導入されている場合には、基本的には補償の必要性があるのだという前提で、議論を進めるべきである。
- ◇ 個々の私的複製が微々たるもので権利者のビジネス上の不利益に直接結びつくものではなくとも、それらの複製が累積することによって総体的に大量の複製が行われていけば、権利者に不利益が生じていると考えられ、補償が必要である。
- ◇ 補償が必要な理由について、権利者に損害があるからなのか、権利制限により利益を得ている者がいるからなのか、そもそも権利者が得ている対価に問題があるからなのか、という点を混在して議論すべきではない。
- ◇ 補償というのは、権利者に生じている不利益を補うために行うものであり、補償が必要となる不利益には、権利制限や市場の失敗ゆえに生じている不利益が対象になりうる。補償の要否を判断する上で、産業間の利益再分配をその直接の理由とするのは不適切である。

- ◇ 第30条第1項の権利制限がなければ起こり得ないであろう事柄をすべて対象にして補償の必要性を考えるとというアプローチは不適切であり、私的複製による直接的な影響を考慮して補償の必要性を検討すべきである。
- ◇ 現行の私的録音録画補償金制度は、比較法的にみて射程の広い第30条第1項の権利制限規定を設ける反面、それにより生ずべき権利者の不利益を補償金でまかなうという形でバランスをとっている。補償の範囲を狭めることにより権利制限の範囲も狭まるという結果は、権利者にとっても利用者にとっても望ましくないのではないか。
- ◇ 私的複製がある以上不利益があるということもできると思うが、不利益があればその全てを補償しなければいけないというものでもない。私的複製は権利者の不利益に直結するものではなく、私的複製の趣旨や性質を考慮した上で、どの程度の私的複製までは補償の必要がなく、どの程度の私的複製から補償の必要がある、といった閾値の議論が必要ではないか。最終的にどのような補償スキームを構築するかという点とは別に検討すべき。
- ◇ 個々の私的複製の態様に応じて補償の要否を議論することは必要であるが、最終的には、総体としてクリエイターにきちんと対価が還元されているか否かを判断する必要がある。
- ◇ 私的複製の制約を緩和し、消費者の利便性を高めることによって権利者もビジネスを行ってきたのであり、私的複製による不利益が権利者に生じているとは考えられない。また、補償の必要性を権利者の不利益の有無に基づいて判断するのであれば、私的複製が制約されることに伴う消費者の不利益も考慮されるべきである。

② 自身が購入した音楽コンテンツを複数のデバイスで視聴するための私的複製について、補償すべき範囲に含めるのか否か。

【主な意見】

- ◇ いわゆるプレイスシフトについては、当該行為により売上が減少するわけではなく、権利者に不利益が生じるわけではない。
- ◇ 録音行為の目的に関わらず、私的複製は著作物の利用行為である。

③ 購入した音楽のバックアップのために行われる私的録音について、補償すべき範囲に含めるか否か。

【主な意見】

- ◇ バックアップのために行われる私的録音は、視聴のために行われているわけではなく、当該行為によって権利者に不利益が生じるわけではない。
- ◇ 音楽の場合は、ソフトウェア等とは異なり、バックアップとして私的複製された音楽ライブラリが家族間や友人間で共有されていくという特徴を有しており、共有された音楽にはバックアップとしての性質はもはやないのではないか。
- ◇ 第30条第1項の私的複製の範囲を超えて行われる複製あるいは当該範囲を超えて複製物が譲渡される場合については、違法行為と整理されることから、これらの行為を惹起するからという理由で同項の補償の要否を議論するのは不適切ではないか。

- ④ DRMがかかっていない状況でコンテンツを提供する場合は、私的複製が行われることを見込んで対価設定がなされているとして、補償の必要はないと考えるか否か。

【主な意見】

- ◇ 私的複製の対価が契約上含まれているか否かではなく、客観的事実に基づいて評価すべき。
- ◇ 我が国に私的録音録画補償金制度が存在する以上、私的複製に係る対価は同制度により徴収されるという前提が存在し、価格に盛り込んでいるとの評価はできない。

- ⑤ クラウドに私的複製をする場合について、補償すべき範囲に含めるのか否か。

【主な意見】

- ◇ 複製する媒体がMDやCDという従来の媒体からクラウドというインターネット上の領域に広がったにすぎず、私的複製が行われているという意味では同じである。
- ◇ クラウド上で行われる私的複製は、タイムシフト目的・バックアップ目的であることが多い。

(2) ダウンロード型音楽配信により購入した消費者が行う私的録音についての論点例

- ① マルチデバイス・ダウンロードサービスを提供しているダウンロード型音楽配信について、補償すべき範囲に含めるか否か。

【主な意見】

- ◇ 利用者の多くは当該サービスを利用している場合が多く、私的複製を行っている場合は少ないのではないか。
- ◇ マルチデバイス・ダウンロードサービスが提供されている場合でも、当該サービスの範囲外で私的複製が行われている。
- ◇ マルチデバイス・ダウンロードサービスの導入後、導入前と比較して1曲あたりの提供価格は低下しており、適切に対価還元が行われているとは言い難く、補償の対象となり得る。

3. 動画コンテンツ

(1) すべての流通形態に共通する論点例

- ① 放送波を最初に録画する部分について、補償すべき範囲に含めるか否か。

【主な意見】

- ◇ 多くの視聴者は、放送番組を同時視聴するのと同じように、番組をハードディスクに録画しタイムシフトをして視聴している。ハードディスクに録画された番組はあくまで視聴者が番組を視聴するためのものであり、権利者に不利益は生じない。
- ◇ タイムシフトとは、番組の視聴後に当該番組が消えるものであり、録画物が残存するのであれば、権利者に不利益が生じないとは言い切れない。

- ② 権利者がDRMを自由に選択できる場合に、選択されたDRMの範囲内で行われる私的録画について、補償すべき範囲に含めるか否か。

【主な意見】

- ◇ 権利者がDRM技術を選択できない現状においては、補償金等の形で権利者への対価還元が必要となる。それができないのであれば、権利者が自由にDRMを選択できる環境を構築すべき。この場合においても、権利者がコピーネバーを選択しないときには補償の必要性がある。
- ◇ 選択肢の多少はあれ、何らかのDRM技術を選択できる以上は、権利者が私的複製の範囲をコントロールしていると評価すべき。
- ◇ 劇場映画については、劇場放映後の二次利用についてコピーネバーを原則としてビジネスを展開しているが、テレビ番組での放送についてのみ、ダビング10のルールゆえに権利者が私的複製をコントロールできない状況にある。
- ◇ 様々な制度制約や実社会の要請によってDRMが定められているというのが実態であり、権利者の自由意思でDRMを選択できるわけではないのではないのか。このような実態や、個人の私的複製の態様を総合考慮して補償が必要な範囲を決めるべきである。

(2) 消費者が行う有料放送番組の私的録画についての論点例

- ① コピーネバーの運用が可能となっているペイパービューについて、補償すべき範囲に含めるか否か。

【主な意見】

- ◇ 少なくとも映画については、コピーネバーを運用しているものについて補償を求めるものではない。